

高松市鳥インフルエンザ防疫対策本部初動対応マニュアル

令和2年11月6日 策定

令和3年4月1日 改定

1 目的

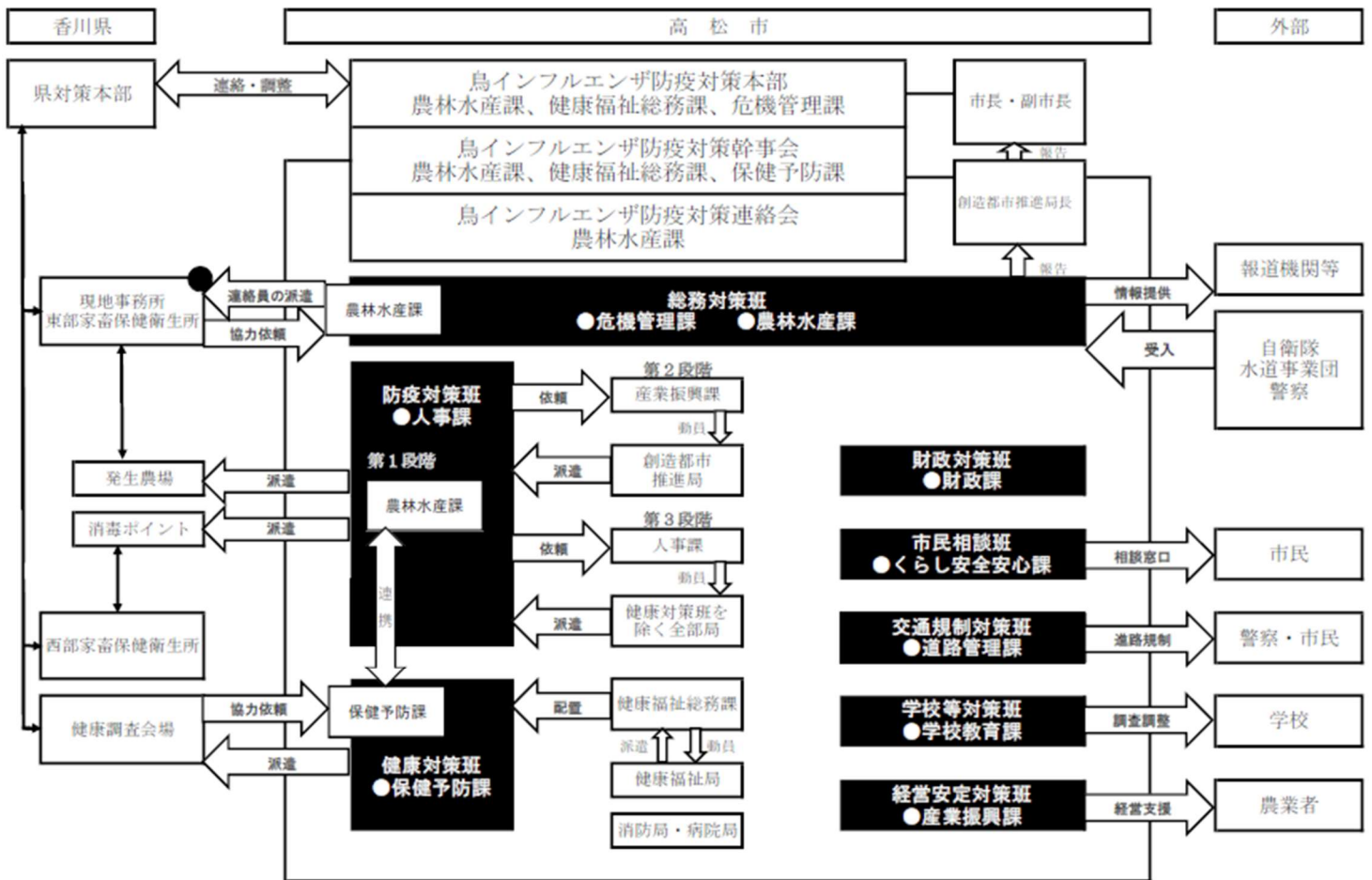
本マニュアルは、「高松市家畜法定伝染病防疫マニュアル（高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ編）」（以下「本編マニュアル」という。）に基づき設置される高松市鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「対策本部」という。）の初動対応等を迅速に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 鳥インフルエンザの発生通知から防疫措置完了までの流れ

「鳥インフルエンザ防疫対応の時間経過」（別紙1）のとおり。

3 組織体制と業務内容

(1) 組織体制図



(2) 対策本部各班における業務執行体制

ア 本編マニュアル「3 応急対策」の「(2) 体制の内容と用務」の「ウ 市対策本部の設置（レベルⅢ 非常体制）」の（ア）及び「エ 各所属の分掌事務（役割）」をもとに、各班における所属別業務は、「各班所属別業務一覧」（別紙2）のとおりとする。

イ 各班における所属別業務を担当する担当課ごとに当該業務を担当するリーダー及び担当をあらかじめ定めておく。リーダーは原則1名、担当の人数は担当課の判断によるものとし、人事異動を踏まえて、毎年度当初に更新する。

ウ 本編マニュアル「3 応急対策」の「(2) 体制の内容と用務」の「ウ 市対策本部の設置(レベルⅢ 非常体制)」の(ア)において、各班における責任課とされている課の課長をもって当該班の班長とする。各班の班長は、当該班の業務を指揮する。班長の所属以外の課の業務については、当該業務を直接担当する担当課のリーダーを通じて、業務を執行する。

エ 班を構成する担当課のうち、直接担当する業務が割り振られていない担当課は、班長の指示に基づき、必要に応じて要員を配置し、班の業務の執行に当たらせるものとする。

オ 班の業務は、原則として、当該業務を直接担当する担当課の執務場所において行う。

ただし、総務対策班及び防疫対策班の業務を担当する農林水産課職員及び当該業務を補助する創造都市推進局職員は、防災合同庁舎災害対策本部室において業務を行う。

(3) 防疫要員の動員計画

ア 対策本部が設置された際(本市内の農場で鳥インフルエンザの簡易検査陽性の通知があった時)、県からの要員派遣要請に応じて、現地の防疫活動等に従事する要員の動員計画をあらかじめ定めておき、人事異動を踏まえて、毎年度当初に更新する。

・「鳥インフルエンザ発生時の防疫要員の動員計画」(別紙3)

イ 消毒ポイント4か所(4班)及び発生農場等での防疫作業(4班)の8班体制(約100名)を想定。

・動員率

創造都市推進局(農林水産課を除く。):17%程度

その他の局(健康福祉局、病院局、消防局を除く。):6%程度

ウ 鳥インフルエンザが発生した場合、当該動員計画をもとに派遣時間帯ごとの「防疫要員名簿」を取りまとめる。

4 発生時の対応

(1) 初動体制

鳥インフルエンザ発生後72時間は、原則24時間体制で防疫業務に当たるものとする。

(2) 発生確認の報告と対策本部の設置

ア 県から本市内養鶏施設での鳥インフルエンザ簡易検査陽性(以下「疑似陽性」という。)の連絡(別紙1参照)を受け、農林水産課長(以下「課長」という。)は、対策本部各班の班長に、班における非常体制を整えるよう依頼する。

イ 課長は、発生状況の第1報を作成し、創造都市推進局長に報告する。創造都市推進局長は、市長・副市長に発生状況の第1報を報告し、対策本部の設置について市長の了解を得る。

ウ 課長は、対策本部構成課に発生状況の第1報及び対策本部が設置された旨を連絡するとともに、本編マニュアルに基づく各班の業務の開始を依頼する。

エ 課長は、市議会事務局を通じて各議員に発生状況の第1報及び対策本部が設置された旨を報告する。

オ 県からの鳥インフルエンザ発生に係る情報や防疫対応に係る情報等は、総務対策班及び防疫対

策班の業務を担当する農林水産課職員が業務を行う防災合同庁舎災害対策本部室において集約し、各班へ資料等の形で配付・周知する。また、各班の防疫対応状況等に係る情報は、災害対策本部室に集約し、本部会議へ報告するなど一元管理をするものとする。

(3) 最優先で対応すべき業務

最優先で対応すべき業務は下記のとおりとする。

- ア 消毒ポイントの設置 《防疫対策班》
- イ 防疫対策の実施に使用する施設やマイクロバス等の確保 《防疫対策班》
- ウ 発生地域の地元住民への説明、相談窓口の設置、報道提供 《総務対策班》
- エ 防疫要員の動員計画に基づく第1陣の「防疫要員名簿」の調整 《防疫対策班》
要員の業務は、消毒ポイント設置、発生地対応（殺処分）、立入制限（交通規制）とする。
- オ 西部クリーンセンターでの殺処分した鶏及び汚染物品の処分についての調整（必要に応じて、地元説明会を開催） 《防疫対策班》

(4) 対策本部会議の開催

本市内養鶏場での疑似陽性の発生確認を受け、下記の手順に従い速やかに「高松市鳥インフルエンザ防疫対策本部会議」を開催する。

- ア 対策本部会議は、本部長が招集し、危機管理課が運営・進行を行う。
- イ 鳥インフルエンザの発生状況や防疫対応に関する資料作成及び対策本部会議における説明は農林水産課、健康福祉総務課及び保健予防課が行う。
- ウ 会議において決定した事項については、各班長から班内に伝達し、各班において速やかに対応を行うものとする。
- エ 会議の議事録については、危機管理課で作成する。
- オ 報道機関への対応については、広聴広報課が行う。

5 高松市内養鶏場一覽